

山口県の暮らしやすさに関する調査業務仕様書

1 委託業務の名称

山口県の暮らしやすさに関する調査業務

2 委託業務の目的

県外在住の若者や子育て世代が求める暮らしに対するニーズや意識等を把握するため、Web 調査を実施し、調査結果を集計・分析したデータを、本県の「暮らしやすさ」に関するコンテンツの制作等に活用する。また、本県の実施する広報がより効果的になるよう、広報内容や広報手法等を検討する際にも活用する。

3 履行期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

4 調査対象者

首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）、広島県及び福岡県在住の18歳から49歳までの男女

5 業務内容

(1) 設問の修正等

本業務の目的達成のために有効な調査結果が得られるよう、別紙1「設問・選択肢(案)」を修正等（設問内容・設問数、回答方式・選択肢等の追加、削除等）し、設問票の設計（回答ページの作成等）を行う。なお、設問数は30問程度を目安とする。

(2) Web 調査

上記(1)で設計した設問により、首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）、広島県及び福岡県在住者を対象に Web 調査を行う。実施にあたっては、事前調査（スクリーニング用の調査）を行った上で、本調査を実施すること。なお、本業務の目的達成のために有効かつ誤差の小さい調査結果が得られるよう、調査エリア（首都圏、広島県、福岡県）ごとに必要な有効回答数（最低1,000人以上）を確保すること。

(3) 集計・分析

実施した Web 調査の結果を集計し、本業務の目的達成のために必要な分析を行い、報告書にまとめた上で、7月31日までに広報広聴課に提出する。また、調査結果のローデータ（無加工のデータ）も納品すること。なお、履行期間内はデータの活用等について必要な助言を行うものとする。

6 その他の条件

(1) 実際に実施する業務内容は、委託業者からの提案に基づき、広報広聴課と調整の上、決定する。

(2) 本仕様書に定めのない事項及び業務を遂行する上で疑義や改善の必要性がある場合は、広報広聴課と協議して定める。

(3) 業務遂行にあたっては、広報広聴課と企画段階から綿密な協議を行うとともに、進捗状況を随時報告するものとする。

(4) 業務遂行にあたり発生する経費は、全て契約金額に含むものとする。